

# 新福祉定期預金

(令和2年10月1日現在)

|   |   |
|---|---|
| *特色、重要事項、その他  |   |
| <p>1. 新福祉定期預金</p> <p>(1) 別紙『「新福祉定期預金」のお取扱いについて』に定める年金・手当の受取金融機関を当行に指定し、振込実績のある方が対象となります。</p> <p>(2) 預入限度額 300万円以内</p> <p>(3) 預入額1円からのスーパー定期と、預入額300万円のスーパー定期300があります。預入期間1年、証書式でのお取扱いとなります。自動継続のお取扱いはできません。</p> <p>(4) 利率は上記定期預金の店頭表示利率 + 年0.1% (税引前) です。</p> <p>2. 満期日前に解約の場合、上乗せ利率は適用されず、当行所定の中途解約利率が適用になります。<br/>(商品概要「10. 中途解約時の取扱い」参照…解約制限)<br/>また、満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。<br/>(商品概要「11. その他参考となる事項」参照)</p> <p>3. 預金保険制度の保護対象預金であり、同保険の範囲内で保護されます。</p> <p>4. 取扱規程 … 「定期預金共通規程」「自由金利型定期預金規程」<br/>「自由金利型定期預金の期限前解約利率規程」を適用します。</p> |   |
| *商品概要   |   |
| 1. 商品名  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新福祉定期預金</li> <li>・定期預金種類 自由金利型定期預金 (M型) ・非自動継続<br/>[愛称：スーパー定期、スーパー定期300]</li> </ul>   |
| 2. ご利用いただける方  | ・別紙『「新福祉定期預金」のお取扱いについて』に定める年金・手当の受取金融機関を当行に指定し、振込実績のある方   |
| 3. 預入期間   | ・1年   |
| 4. 預入方法   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一括してお預入れいただきます。</li> <li>・お預入れは窓口でのお取扱いのみとさせていただきます。</li> <li>・ATM・インターネットバンキングでのお取扱いはできません。</li> </ul>   |
| (1) 預入方法  |   |
| (2) 預入金額  |   |
| (3) 預入単位  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1円以上300万円以内</li> <li>※すでに新福祉定期預金をお預入れいただいている場合は、これを含め、総額300万円以内とさせていただきます。</li> <li>・1円単位</li> </ul>  |
| 5. 払戻方法   | ・満期日以後に一括して払い戻します。  |
| 6. 利息   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・お預入時の約定利率を満期日まで適用します。</li> <li>・スーパー定期もしくはスーパー定期300(期間1年)の店頭表示利率 + 年0.1% (税引前)</li> <li>・スーパー定期、スーパー定期300の店頭表示利率につきましては、窓口または当行ホームページでご確認ください。</li> </ul> |
| (1) 適用利率  |   |
| (2) 利払頻度  |   |
| (3) 計算方法  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後に一括して支払います。</li> <li>・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算です。</li> </ul>   |
| 7. 手数料  | 不要です。   |

<商品概要説明書>

|                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| 8. 税区分                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>源泉分離課税20%（国税15%、地方税5%）</li> <li>※ただし、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間にお受取りになるお利息には復興特別所得税が附加され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。</li> </ul>  |
| 9. 付加できる特約事項                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>マル優のお取扱いができます。（マル優のくわしいご説明は窓口でご確認ください。）</li> </ul>  |
| 10. 中途解約時の取扱い                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>満期日前に解約する場合は、優遇利率は適用されません。以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。</li> <li>中途解約利率は、お預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、預入期間に応じた利率を適用します。ただし、解約利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は、解約日における普通預金利率を適用します。</li> <li>A. 6か月未満：解約日における普通預金の利率</li> <li>B. 6か月以上1年末満：預入日における期間6ヶ月の約定利率×90%</li> </ul> |
| 11. その他参考となる事項                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</li> <li>自動継続のお取扱いはできません。</li> <li>れいんぼ～ポイントサービスにご加入いただいている場合、当行所定のポイント対象となりますが、れいんぼ～ポイントサービスによる利率上乘せの対象とはなりません。</li> </ul>   |
| 12. 当行のお問い合わせ、ご相談、要望・苦情の受付窓口      | <p>徳島大正銀行お客さま相談室<br/>フリーダイヤル：0120-87-1090<br/>受付時間：平日（銀行営業日）9時～17時</p>   |
| 13. 一般社団法人全国銀行協会の苦情対応および紛争解決の受付窓口 | <p>一般社団法人全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室<br/>電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772<br/>受付時間：平日（銀行営業日）9時～17時</p>  |

# 「新福祉定期預金」のお取扱いについて

令和2年10月1日現在

- ・つぎの年金または手当を当店にて受取されている方にご利用いただけます。
- ・お取扱いの際は、確認のため、国民年金証書等をご呈示いただきます。
- ＊基礎年金番号が記載された新しい年金証書によるお取扱いの際は、あわせて旧証書をご呈示いただくことがございます。

| 制度(各種手当)                            | お取扱いいただける給付  | 窓口へご提示いただく証書  |
|-------------------------------------|--|---|
| (新法)<br>国民年金<br>厚生年金<br>共済年金<br>(注) | 障害基礎年金受給者<br>障害厚生(障害共済)年金受給者   | 次のいずれかの証書<br>「国民年金・厚生年金保険年金証書」<br>「共済組合年金証書」  |
|                                     | 遺族基礎年金受給者<br>遺族厚生(遺族共済)年金受給者   |   |
| (旧法)<br>国民年金                        | 障害年金受給者<br>老齢福祉年金受給者   | 「国民年金証書」  |
| (旧法)<br>厚生年金<br>(船員保険含む)            | 障害年金受給者<br>遺族年金受給者<br>通算遺族年金受給者<br>特例遺族年金受給者   | 次のいずれかの証書<br>「厚生年金保険年金証書」<br>「船員保険年金証書」   |
| (旧法)<br>共済年金                        | 障害年金受給者<br>遺族年金受給者<br>通算遺族年金受給者  | 次のいずれかの証書<br>「共済組合年金証書」<br>「国家公務員(等)共済組合年金証書」<br>「地方公務員共済組合年金証書」<br>「私立学校教職員共済組合年金証書」<br>「農林漁業団体職員共済組合年金証書」                             |
| 各種手当                                | 児童扶養手当受給者<br>特別児童扶養手当受給者<br>障害児福祉手当受給者<br>特別障害者手当受給者<br>経過的福祉手当受給者<br>医療特別手当受給者<br>特別手当受給者<br>健康管理手当受給者<br>保健手当受給者 | 「児童扶養手当証書」<br>「特別児童扶養手当証書」<br>「障害児福祉手当受給者証明書」<br>「特別障害者手当受給者証明書」<br>「経過的福祉手当受給者証明書」<br>「医療特別手当証書」<br>「特別手当証書」<br>「健康管理手当証書」<br>「保健手当証書」 |

- (注)・昭和61年4月以降に受給権を取得された場合は、(新法)国民年金・厚生年金・共済年金となり、昭和61年3月までに受給権を取得された場合は、(旧法)国民年金・厚生年金・共済年金となります。
- ・年金証書等を役所に提出中の場合は、年金証書等の保管証等をご呈示いただきます。
  - ・児童扶養手当、特別児童扶養手当の有効期限が切れている場合は、ご利用いただけません。
  - ・障害児福祉手当受給者証明書、特別障害者手当受給者証明書、経過的福祉手当受給者証明書は福祉事務所に申請をすれば交付が受けられます。